

## 住宅用エネルギーシステム設置費補助金について

住宅用太陽光発電システム設置費及び住宅用定置式リチウムイオン蓄電池設置費について、補助金の交付を行います。設置を検討されている方はぜひご利用ください。  
**なお、事前に現場を確認しますので、システム設置着工前に申請書をご提出ください。**

補助対象者	町内に住所を有している方、または実績報告書提出時まで町内に住所を有することとなる方。
補助金額	①住宅用太陽光発電システム 1kW当たり5万円の額に太陽電池の公称最大出力を乗じて得た額。(上限額20万円) ※太陽電池モジュールの最大出力(合計値)が10kW未満 ②住宅用定置式リチウムイオン蓄電池 1kWh当たり3万円の額に蓄電池の公称最大蓄電容量を乗じて得た額。(上限額10万円)
受付開始日時	4月1日(金) 8:30から ※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

## 資源物集団回収奨励金のお知らせ

ごみの減量化及び資源の有効利用並びに町民のリサイクル意識の高揚を図ることを目的として、町内の子ども会や自治会などが資源物(古紙(新聞、ダンボール、雑誌など)、古布)を集団回収して町に登録された資源物回収業者に引き渡した場合、その引き渡した量に応じて奨励金を交付します。詳細については下記までお問い合わせください。

■奨励金額 品目：新聞、ダンボール、雑誌等、古布  
金額：1kg当たり 5円

※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。



●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

## 国民年金学生納付特例のお知らせ

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。保険料を納められないときは必ず手続きをしてください。

### ■申請に添付が必要な書類

**在学期間がわかる学生証のコピー**(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む)または在学証明書(原本)

なお、すでに学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き在学予定の方は、「国民年金保険料学生納付特例申請書」が4月1日以降に送付されますので、必要事項を記入してポストに投函することで申請することができます。※但し、前年度の申請時期によっては届かないことがあり、その場合は、窓口で手続きをお願いします。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

## 新玉ねぎのサラダ

- 〈材料〉(2人分) ..... 〈作り方〉 .....
- 新玉ねぎ .....100g
  - わかめ(乾燥) .....2g
  - かつお節 .....適量
  - ポン酢 .....大さじ1
- ① 玉ねぎはスライスし、流水に10分~20分程度さらして絞る。沸騰した湯にわかめをさっとくぐらせすぐに冷水にとり水を切る。
  - ② ①をかつお節とポン酢で和える。

食生活改善推進協議会



健康  
レシピ

ポイント

新玉ねぎは、3月から5月が旬の時期です

柔らかくて甘みが強いので、火を通さず生のままでも美味しくいただけます。辛みが苦手な方は、レシピのように薄くスライスした後に水にさらすことで辛み成分が抜けます。



## 簡易水道への接続について

町では安全・安心な水を住民の皆様幅広くお届けするため、「水道事業基本計画」に基づき拡張工事を実施し、給水区域を計画的に広げています。給水区域の方で、まだつなぎ込みがお済みでない方は、お早めに町指定の「指定工事店」で接続していただきますようお願いします。なお、お支払いは便利な口座振替をご利用ください。

## 農業集落排水事業について

### ■使用料について

農業集落排水の使用料は、施設の維持管理に必要な経費を利用者の皆さんにお支払いいただいておりますので、納期限内にお支払いください。

### ■使用料減免について

町の条例において生活保護法の規定による保護を受ける方など、一定の要件に該当する方に対し、使用者の申請により減免となる場合がありますので、申請を希望される方は、下記までご相談ください。

### 接続のお願い

農業集落排水事業実施地域の八ツ並・吉岡、土佐井地区において、まだ接続がお済みでない方は、できるだけお早めに町指定の「指定工事店」により接続をお願いします。

## 令和4年度 生活用水給水施設補助金のお知らせ

生活用水給水施設(井戸、ボーリングなど)を新設する費用の一部を助成する制度です。また、既設ポンプの設置替えについても、条件を満たす場合は助成を行います。

補助対象地域	簡易水道の給水区域以外の地域 (給水区域:矢方、尻高を除く旧新吉富地区全域、土佐井の一部、下唐原の一部、原井の一部)	
補助対象者	次のすべての条件を満たす方。 ・町税に滞納のない方 ・居住の目的で取水施設などを設置する方 ※他人の土地に取水施設を設置する場合は土地所有者の承諾が必要です。	
補助金対象工事など	【新たに取水施設を設置する場合】	【既に取水施設がある場合】
	・ボーリング工事 ・取水管工事 ・ポンプ設置工事	・貯水タンク設置工事 ・電気導線工事
	補助金額: 3/10以内。 ただし30万円を上限とする。	補助金額: 1/2以内。 ただし15万円を上限とする。
	※補助対象工事に要する経費が10万円に満たない場合は、補助金の交付は行いません。	
受付開始日時	4月1日(金)から ※補助金の総額が、予算に達した時点で受付終了となります。	

※注意 補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

## 令和4年度 浄化槽設置補助金のお知らせ

浄化槽を設置する費用の一部を助成する制度です。なお、「環境の町」宣言に伴い、本年度も補助金額を増額して交付します。

補助対象地域	農業集落排水事業実施地域(八ツ並・吉岡、土佐井)を除く町内全域
補助対象者	居住の目的で建てた専用住宅に浄化槽を設置する方
補助金額	5人槽:600,000円 7人槽:840,000円 10人槽:1,200,000円 ・設置する浄化槽の人槽は建物の延べ床面積で決められています。 130㎡以下...5人槽 130㎡超...7人槽 ただし、二世帯住宅については10人槽となります。
受付開始日時	4月1日(金)~令和5年1月31日(火)※受付期間に間に合わない場合は、事前にご相談ください。補助予定基数は40基となっていますので、浄化槽の設置を検討している方はお早めに申し込みをしてください。

※注意 補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)